

# 平成30年度事業計画書

自 平成30年4月 1 日

至 平成31年3月31日

公益財団法人戸田市国際交流協会

## 平成30年度 事業計画

当協会の設立（平成11年3月1日）後、平成11年度以降の戸田市内在住の外国人登録者数は、年々増加してきたところ、東日本大震災直後の平成23年度から平成25年度までは減少に転じたものの、その後は漸次増加の傾向にあります。

現在、戸田市には、6,843人※の外国人が暮らし、138,765人※の市民のうち、4.9%を占め、非常に多くの外国人が住む地域となっており、共に地域社会を構成する一員となってきました。（※平成30年3月1日現在の数値）

当協会は、戸田市の将来計画である『戸田市第4次総合振興計画』（後期基本計画）において基本目標としている「国際・国内交流の促進」（施策79）及び「市内在住外国人への支援の充実」（施策80）の実施に向けて、様々な事業展開をしております。

前述したように本市における国際化が進展する中、国籍や民族の異なる人々が互いの文化的違いを認め合い、対等な関係でそれぞれの能力を発揮しながら、共に生きるという多文化共生社会の実現へ向けた取り組みが強く求められており、文化・生活習慣の違いや言語の問題から生活の様々な面で、支援を必要としている外国人がより一層増加しています。

このような状況を踏まえ、当協会では、平成25年度に外国人住民を対象とした「外国人困りごと・生活相談窓口」を開設して以来、相談内容は多岐にわたり、また件数は年々増加の一途をたどっております。

そこで、在住外国人への相談機能をより充実させ、法律的な知識（入管・在留資格、結婚・離婚、労働関係など）が必要な相談に対応できるようにするため、埼玉弁護士会（外国人 인권センター運営委員会）に協力いただき、「外国人住民のための法律相談」を実施する。

また、当協会が平成11年3月1日に設立されてから、平成31年3月に20周年を迎えることから、協会設立20周年記念式典を執り行うこととする。

更に、2年半後の東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、当協会においては、「応援プログラム」への主体登録の認証を得ておりますことから、協会事業を通して、同大会の周知・啓発に努め、その気運を高める等、同大会の成功を推進するため、埼玉県及び本市の動向を十分勘案しながら、協会の各種事業を対象に種々検討して、当該プログラムのアクション及びマーク等使用を申請し認証が得られるよう積極的に取り組んでまいります。

### 1. 国際交流推進事業

#### (1) 国際交流サロン

在住外国人とボランティアが伝統文化や料理等を通して相互理解を深め、日本及び外国の文化・習慣等を学んで交流する場を提供する。

#### (2) 外国人との交歓会

茶会の場を通して、外国人と市民の交流及び相互理解の促進を目的に交歓会を実施する。

#### (3) 外国人による日本語スピーチコンテスト

戸田市及び近隣市に在住、在勤、在学する外国人に日本や戸田市で生活して感じたことや母国との比較などをスピーチする場としてコンテストを開催し、在住外国人の意見を聞き、また、その内容を広く市民に聞いていただき、もって国際理解を深める事業として実施する。

#### (4) 地域ふれあい交流プラザ

外国人と交流することにより、異文化・多文化の相互理解を促進し、地域の国際化を推進する。

### 2. 国際協力推進事業

#### (1) 日本語教室

戸田市に在住、在勤、在学する外国人を対象とし、日本語ボランティアにより日常生活に必要な日本語学習の支援をする。

#### (2) 日本語ボランティア養成講座

日本語ボランティアを養成することにより、日本語教室の充実・強化を図り、もって地域の国際交流の一層の進展を目的として実施する。

#### (3) 外国語講座

国際交流を進める手段としての外国語を学んでいただくことを目的に開催する。

#### (4) ホームステイ及び通訳・翻訳ボランティアの登録・紹介

ホームステイ受入家庭、通訳・翻訳ボランティアのボランティア登録制度により、市や県などの公的機関等からの依頼に応じてボランティアを派遣する。

#### (5) 国際ボランティア研修会

ボランティア登録者（ホームステイ・多文化共生ボランティア等）及び委員会メンバー対象に外国人に対してボランティアをするに当たっての研修（東京2020オリンピック・パラリンピックでの外国人案内ボランティアを見据えた「おもてなしの英語」の講座やALTによる小学校英語模擬授業体験など）を実施する。

#### (6) 多文化交流ひろば

市内在住外国人の支援の一環として、当協会における多文化共生ボランティア登録者を中心に、協会の事業活動の紹介や、イベント等を通じて、参加した在住外国人との親睦及び交流を深めるとともに、子育て等の悩みごと相談に応じるなど、多文化共生に向けての支援及び推進を図るため、交流・機会の場として実施する。

#### (7) 国際交流推進活動員の派遣

市内の小・中学校等へ外国の文化や料理等を紹介することができる外国人を派遣し、国際理解教育の支援及び国際交流活動の推進を図る。

#### (8) 外国人防災訓練

災害に対するの考え方や知識を持ち、防災意識を高め、有事の際にはお互いに助け合える地域づくりを推進するため、外国人を対象とした防災訓練を実施する。

#### (9) 外国人困りごと・生活相談窓口

市内在住外国人を対象に、日常生活で困っていることなどを母語で相談できる相談窓口を開設する。

#### (10) 外国人住民のための法律相談【新規事業】

外国人からの法律的な知識が必要な相談に対応するため、埼玉弁護士会（外国人人権センター運営委員会）に協力いただき、実施する。

### 3. 国際交流及び国際協力に関する普及啓発事業

#### (1) 国際理解のためのワールドクッキング

外国人講師の指導の下、外国の料理を作ることにより、食文化を通しての国際理解を深める。

#### (2) 国際理解講座

外国人講師による外国の文化・習慣等の紹介を行う講座を開催する。

#### (3) 中国語講座（初級）～中国語を学び、中国文化にふれよう～

中国の人達とのコミュニケーションする一助として、初心者のための中国語の教室を開講する。中国・開封市出身の事務局職員が講師となり、中国語を学ぶと共に、中国の歴史・文化・生活習慣等（友好都市の河南省開封市）についても紹介する。

#### (4) 会報紙の作成・ホームページの公開

会報TiFAの発行、協会ホームページ及び協会公式Facebookページにより、協会の事業案内、活動報告及び地域の国際交流に関する情報の提供を行うことにより、もって国際交流・国際協力への理解を深め、市民の国際交流活動への参加の促進を図る。

#### (5) 市関係団体のイベントへの参加

ふるさと祭り等の市関係団体のイベントへ参加し、広く市民に対し協会活動の紹介を行う。

#### (6) 協会設立20周年記念式典【新規事業】

協会が設立されてから、平成31年3月に20周年を迎えることから、協会設立20周年記念式典を執り行うこととする。

### 4. 海外都市交流事業

#### (1) 派遣事業

##### ①戸田市中中学生海外体験派遣事業（オーストラリア・リバプール市）

戸田市中中学生を姉妹都市であるオーストラリア・リバプール市へ派遣し、リバプール市民との交流、現地校体験入学及びオーストラリア各地の見学を通して、相互理解を深めるとともに、オーストラリアの文化・歴史・生活習慣等を理解することにより、市民レベルの姉妹都市交流を推進する。

##### ②戸田市青少年代表団海外交流派遣事業（中国・開封市）

戸田市中高生を友好都市である中国・開封市へ派遣し、開封市民との交流、現地校訪問及び中国各地の見学を通して、相互理解を深めるとともに、中国の文化・歴史・生活習慣等を理解することにより、市民レベルの友好都市交流を推進する。

#### ※「海外体験給付金」について

（市の担当：教育委員会事務局 教育総務課）

戸田市では、戸田市中心総合病院グループの中村隆俊会長からの寄附により創設した『未来へはばたく人財育成資金給付制度』における「海外体験給付金」が開始されることにより、当協会における平成30年度の海外派遣事業①及び②が適用されることになる。これを受けて、当協会においては、海外派遣事業の募集時に実施要項、ポスター等に当該給付金の対象者、給付内容等についても併せて周知していくこととする。

## (2) 受入事業

### ①開封市青少年友好代表団の受入

開封市青少年が戸田市を訪問し、市内家庭ホームステイ、小・中学校訪問及び各地の見学を通して、日本及び戸田市について文化・歴史等を学習することにより、相互理解を深めるとともに、開封市青少年と市民が交流することにより両市の市民交流を促進する。

### ②リバプール市青少年代表団の受入

リバプール市青少年が戸田市を訪問し、中学校体験入学及び各地の見学を通して、日本及び戸田市について文化・歴史等を学習することにより、相互理解を深めるとともに、リバプール市青少年と市民が交流することにより両市の市民交流を促進する。